

J-53

1444

五六

耶穌降世一千八百八十六年

家の教へ

明治十九年

東京江藤書店出版

特49
506

明治十九年

東洋
家
風

耶穌降世一千八百八十六年

教

一

明治十九年七月十八日

この小冊子はもと著書などとなへて世に公にせんと企てしものにはあらず一昨年の夏神戸を去るに臨み何くれと敢會の兄弟に心のこりて思ひ絶す婆心のあまり行装匆々の際れもひの程をいさゝり書つゝりて遺じきたれる者なると後に原田愛兄緒言をさへ添て印行し兄弟に頒つ便を計られし也かく卒爾にいできしものなれを文辭趣意も不期がちならんと覺ゆれと斯るものをも尋ね求る者の多くありとかや更に繕梓せんことを江藤氏が切に請る、を一向にいさひも頑なしきに似たり將たもふ世のあざけりは何ぞ見ん人の家庭に小補だに與ふることあらんには意をいさひて其時をうべなひしや又その名の管家提要をいさひて撰めざる解じ難ければ何ぞが容身書の趣旨を知ら

恒又祈禱(西四ノ三)さし感らすして感謝とらるゝ之を爲すべし
 す以て我神の旨に合へる事を求め彼かきさす
 (約壹五ノ十四)の何事も己が意を達せんと思ふ可らず唯だ主の聖旨を成
 さんぞを勤むべし
 主の悦ぶ所をわきまへて之を行ふべし(弗五ノ十)
 キリヌトの衆人に代て死しは生者を心て以後己が爲な
 らで己に代り死て甦りし者の爲に世を過さしめんとして
 也(哥後五ノ十五)爾曹貞固まて動かず恒に勵みて主の工を務めよ蓋爾曹
 主在て其行どころの勞の徒然からざると知ば也(哥前

計五ノ五十八

○家人を待ぶにも親戚朋友に接するにも愛を旨とし平和
 を職とすべし
 ○我新しき誠を爾曹に予ふ、即ち爾曹相愛すべしとの是な
 り(約十三ノ三十四)
 誠命の主意は愛あり、即ち潔き心と善良心と偽なき信仰
 より出(提前一ノ五)
 和平を求る者は福なり其人は神の子と稱へらる可れを
 あり(太五ノ九)
 我儕人と和睦せんことば相互に徳を建たんとを追求むべ
 し(羅十四ノ十九)
 ○僕婢に對し荒々しき聲を立て怒の色など顯すべからず

若し過失あらば靜に悔て悔め改めしめ常に之を主に導く
ことをすべし

主人なる者よ爾曹も亦斯の如く彼等に行ひて厥言を止
よ、蓋彼等と爾曹の主は天に在り彼は偏る所なしと爾曹
知をなり(弗六ノ九)
人もし己に屬する者を顧みず殊に己の家族を顧みざる
あらを信仰の道に背き不信者よりも劣れる者あり(提前

五ノ八)

○子女の神の賜あれば決して忍せにすべからず一言一行
みな慎を加へ主の訓誡に従て教育すべし
父なる者よ爾曹の子を怒らする勿れ主の警戒と教訓を
もて養育すべし(弗六ノ四)

爾曹の子を怒らする勿れ、恐らく其氣餒ん(西三ノ廿二)
我が命する此言を爾曹心に存べし、又勤めて之と爾曹の
子等に教へ家に居る時も途を歩む時も臥す時も起る時
も語るべし(申六ノ六、七)

○一物たりとも粗略にせず恒に節儉を守り主の命を待て
其の蓄る所を善用すべし

皆飽たる後イメス弟子に曰けるり少しも腹はさるやう
に其餘屑を拾集めよ(約六ノ十二)
善を行つこと、施捨を行つこと、を忘る、勿れ、此の如き祭
は神之を悦び給へば也(來十三ノ十六)
爾曹の父の憐憫のごとく亦憐憫を爲すべし(路六ノ三十

六ノ八)

各人その心の中は欲ふ所にまたがひて施すべし愛ひて
 なすべからず亦強て爲べからず蓋神は喜て施す者を愛
 し給へばあり(哥後九ノ七)

予ふべき理を見いだすまでの爾の施濟をして掌中に汗
 の出るまで離れまひる勿れ(十二使徒教訓)

○事務に遅る、勿れ事務を遅ひ求め勞働を厭ふべからず
 勤て惰らず心を熱くして主に事ふべし(羅十二ノ十一)

爾曹の中に工を作ずして専ら餘事を務め安なる事を行
 ふ者ありと開り、我かくの如き者に靜に工と作て己のバ
 ンと食せんことを我等の主イエスキリストに託て命じ
 且つ勸む(撒後三ノ十一、十二)

懶惰人の靈は何をねがひても得ることなく勤勉者の靈

は必ず豊潤なるを得る也(箴十三ノ四)

○禍害は多は自ら招く所たり百事後悔を來さざるや注
 意し言を寡らし行を慎み己を誦し人を輕んず可からず

○爾曹醒て此臨んとする凡の事を避れ、又人の子の前に
 立得やう恆に祈れ(路廿一ノ卅六)

うれ生命を愛して佳日を送らんと欲ふ者は舌を禁へて
 惡をいはす唇を緘て詭譎を言ざらんことを爲よ(彼前三
 ノ十)

凡て汚たる言を爾曹の口より出すと勿れ、惟時に従ひて
 人の徳を建つべき善事をいひ聰者をして益あらしむべ
 し(弗四ノ二十九)

爾曹今より後異邦人の如く其心の邪曲なるに任せて行

よべからず(第四ノ十七) 安んずる談と老婦の奇談とを捨て神を敬ふとを自ら修行
 すべし(提前四ノ七) 人を讒る勿れ然を曹爾も罪せられず人を恕せ然を爾曹
 も恕さるべし(路六ノ三十七) 何事を思ふにも黨を結び或は虚榮を求る必を慎く可
 ず各々眠たる心をもて互に人を己に愈れりをも(辨二
 ノ三) 主の日(安息日)を記て潔く守るべし猶日のみならず子女
 僕婢にも守らしめて鹽の糧を得さすべし 爾安息日を記てこれを守て聖日となすべし六日の間は勞
 働て爾の諸の工を作すべし第七日は乃ち爾の神ニホハ

の安息なり是日は諸の工を作す勿れ爾と爾の子爾の女
 爾の僕爾の婢爾の家畜及び爾の門内に在る旅人と共に
 みな然せよ(出二十ノ八、九、十) 安息日
 なんぢ安息日を犯すこと足を出さず此の日には己が悦
 ぶところを作す此日を悦びエホバの聖日と稱へ尊むべ
 きものとなし之を尊みて己が途を行き己が悦ぶところ
 の者を獲ることをなさず浮言をいはすは爾ニホハに付て
 悦ばん然ハ我らんちを地の高處に升らしめん(賽五十八
 ノ十三、十四) 兄弟と集り或ハ相共に祈禱をなし或ハ相共に聖書を讀
 むは自己ハ益あり其日の爲に平生に務を勵みて備をなし
 置き會堂の他の集に出るとを怠る可らず但し集の定時

問を越て語る勿れ、脚を邁くすべからず、
 會集を輟る或人に倣ふとあく共に相勤め其日いよく
 近るを見て益々此の如くなすべし(來十ノ廿五)
 わが名の爲に二三人の集れる處には我も其中にあり(太
 十八ノ二十)
 ○何事と思にも行にも神の常に借に在すとを忘る可らず
 人を懼れずして神を畏れ人に悦びれんよりは寧ろ神に悦
 ばるよとを勤むべし
 物として神の前に顯れざるはあじ我儕は係れる者の眼
 の前に凡の物裸よて露る(來四ノ十三)
 自ら欺く勿れ神は優るべき者におらず、蓋人の種とて
 の者は亦るの獲とてると爲なり(加六ノ七)

○今日れ人の親を得んとを要るや、神の親を得んことを要
 るや、或人の心を得んとを求ふや、若われ人の心を得ん
 ことを求は、マキリストの僕に非ざるべし(加一ノ十)
 ○老たる人を尊び、父母を敬ひ、夫婦相愛せ、之と助け之を慰
 んが爲に自ら其勞を負ふとを喜ぶすべし
 老人を賣ると勿れ之を父の如くし、幼者を兄弟の如くし
 老たる婦を母の如くして勤め、又少女を姉妹の如くし之
 を勤むるに貞潔を盡すべし(提前五ノ一、二)
 子なる者よ爾曹主に在て両親に従ふべし是合宜されば
 あり、爾の父母を敬ふべし、約束を加へたる誠は之を首と
 す(弗六ノ一、二)
 夫なる者よ爾曹妻を遇ふと弱き器の如くし、道理に循て

之と共に居てこれを敬ふと生命の恩を嗣者の如くすべし
(彼前三ノ七)

妻なる者よ爾曹其夫に服ふべし若教に従はざる夫あら
ば教よよらず妻の品行に由て服はん(彼前三ノ二)

爾曹は妝飾は髪を辨み金を掛けた衣を着が如き外面の
妝飾にあらず唯心の内の隠れたる人即ち壞るとある柔

和恬靜なる靈をもて妝飾とすべし此靈の妝飾は神の前
にて價貴きもの也(彼前三ノ三四)

爾曹彼此の勞を負へ斯もてキリストの律法を全うすべ
し(加六ノ二)

○物事意の如くにされとて誇る可らず唯神に感謝し榮
を主に歸し又謙の如くならざるも失望す可らず人を恨む

可らず靜に自己を省みて過失あらば悔て將來を慎み然す
を神に委ねて心を平安に置べし

爾として人に異ならしむる者ハ誰ぞ爾は何の受領ざる
物を有か若ふれを受領を何するらばざる如く誇るや(哥

前四ノ七)

○人もし道を語らば神の示とおもひて語るべし人もし服
役を作を神の賜ふ能と意て服役をますべし是

リストに由て事々は神に榮の歸せん爲なり(彼前四ノ十
一)

我儕四方より患難を受けども窮せず詮方つくれども望
を失はず(哥後四ノ八)

各人の行をこるを勤へ觀よ(加六ノ四)

神に循ふ愛の悔なきは救を得るの悔改に至らしむ、然と
世の愛の死に至らしむるあり(哥後七ノ十)
爾曹其憂慮せざるを悉神に既ぬべし、ろは彼を九ぢらる
願み給をあり(彼前五ノ七)

○人は肉と血とを以て成立たる者なれを日々食物を以て
其体力を養ふ如く、日々學問を以て靈才をも培ふべきなり
○食物は徒ら腹を充すのみならず身に養ひて精
力を補ふ爲の者され必常た之に意を用ゐて滋養の物を撰
び、又料理法に意を注ぎて口に適し消化せし身を専らと
すべし
○學問の空しく書籍を涉獵するのみならずは益なし、徒らに

博識なるも功ありと云ふからず、職とする所は靈才を培ひ
智徳を補ふにあれば、勤で補益となるべき善書を撰び之
を熟讀玩味し、讀に隨ひて智徳の進歩を加へ實際に其功を
成すべし
○動作に懶惰ならず、常に心を爽快まし、起居に輕躁を
常とせし色と和らげ、溫柔にして着實なるべし
○衣服食器その他すべて、の事清潔を貴ぶべし、且つ力と者
がまじきとを除き、實用を旨とすべし
○器物衣裝等、小品に至るまで悉く其置場を定め、厨下の
雑物より靴草履の如きものも、散亂せしめず、用ゐるべ
き時に當りて搜索に時を要す、如きと有へからず
○客室園庭及び塵所に至るまで常に拭掃除を怠らざ、家理

をして清潔ならしめ、各間られ、の飾付又器物の位置を
 を正すべし
 ○外出せんとする時は家の中に目を配り諸事に意を注ぎ
 て留守中に不都合なからんとを要し、且つ守家者に留守中
 の務を命じ置き然る後に出門くべし
 ○夜寝床は就く前に當り必ず家の裏表の他の戸締を見
 回り、火鉢籠等の火を慎み、子女の寢室を見分し、若し衣帯を
 と散亂しあらば之を取收め而して自己の寢床に就べし
 ○何によらず事の起らざるに先ちて其備をなすを肝要な
 りとす、病の來らざるに之を防ぎ、盜賊の入るに先ち
 て其難を遠け、火事の出ざるに其災を收め、子女をして
 悪癖の生ぜざるに善習を慣しむる等のと忘るべから

○一日は一日の規則を設け、一週は七週の規則を設け、一月
 は一月の規則を設くべし、例を一日の規則にハ朝起ると、掃
 除すると、食事すると、惣家の所會すると、勞働すると、讀書す
 ると、運動すると、夜床は就くと等の如し、一週の規則には洗
 濯、便所の掃除、道具の取換、惣家柵などの灑掃、沐浴おとの如
 し、一月の規則も以上の例にて知らるべし、但し子女を有る
 者は之を教を授くる時間を一日の規則の内に入れ、又その
 試験をなむ日を一週の内にて置て子女の教育を怠るべから
 ず、小學教員にのみ悉皆委ねおく可にあらす
 ○親たる者には天與の權あり即ち君王の權あり故に思
 慮を以て其子女を待遇保護すべきなり、又裁判官の職

おゆ、故に公平無私の心を以て其子女を監察も不正の所行
 を免すべからず、又師匠の任あり、故に倦み怠るとなり、其子
 女に教誨を加へ知識の發達を圖るべし、又牧師の務あり、故
 に深切叮嚀を以て其子女を教誨し眞理の信すべきを救主
 本主の神徳を知らしむべし、一言一行の蹟を來さ
 る機に慎まざる可らず
 ○教會はキリストの血によりて潔られたる撰民に神の委
 ね給へるものあれば有形の力(金錢などの類)と無形の力(智
 慧精神など)とを以て之が爲に應分を盡さざる可らず、故
 に月の初に得る所に應じて教會金を別に分ち置べし
 ○各人の得る所同じがらざれば出す所も随つて異なり
 ざるを得ず、然と其異なる所は多きと少きとに在て信者た

るものを出すべき義務は異なることあり、試みに出すべき理
 があるものを列せば先づ教會費、傳道金、慈善の義捨(富裕)なら
 ざるもの内常に心掛て無用の費を除き紙屑が乏不屑等の
 類を賣盡へ其用に當べし、子女の教育費(各人の分に應じ
 他の費用を節減するも乏り備をなすは親たる者の義務と
 云へし)是等のものハ身分の如何に關せず信者の一般に盡
 すべき本分内のも也
 ○仁愛正義憐恤などの諸善事は我より人に行ふれ義務は
 あれど、人をして我に行はしむるの權理なし、故に主の悦を
 得んとするが人の如何に係らず唯だ我より之を行ふとを
 勤むべし
 ○人姓名を汚し書よとは人を殺すに俾じ、主の僕は人殺

の罪を決して犯すべからず、人の惡を敬み人を勝り人を誦するは愛より出るものに非ずして憎より出ると知るべし(哥前書十三章五節を見よ)又約壹書三章十五節の句を常に記して懼れ慎め、兄弟もし正しく罪を犯せしと知ば、主の教に従ひ愛の道に合ふやう爲すべし(太十八ノ十五)又子女には幼時より勞働と工作とを勤むる習慣をなさしめ、又書籍玩器等すべての物を保守すると、金を蓄ふると金を利用するとを誨へ、節儉にして施濟に吝ならざる性情を養ふべし

○交際の人間に缺くべからざるは言を待たれど、交際に亦缺べからざる者あり、禮讓是なり(羅十二章十節を見よ)故に禮に合はざる淫蕩放逸の事あらんに、之に近く可らず

○小事と意ふとも惡と知ば直ちに退け善と知ば速に行ふべし(路十六章十節と見よ)古語に云、惡も積ざれば身を亡すに足らず、善も積ざれば名を成すに足らず、是始と慎まざれば、知すく其身を禍に陥るゝを謂るなり

明治十九年七月三日御届
同 七月二十七日出版

著者

新潟縣士族

松山 高吉

東京赤坂區腹坂町
五番地寄留

出版人

兵庫縣平民

江藤 義資

東京三十間堀二丁
目一番地寄留

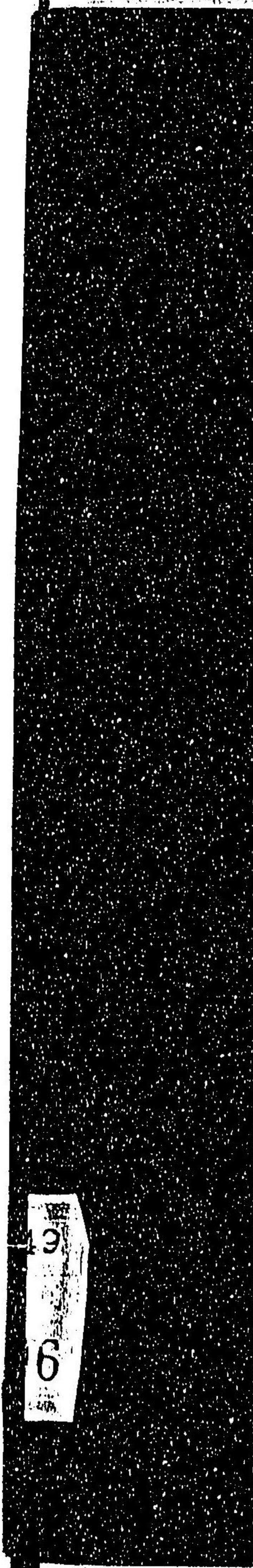
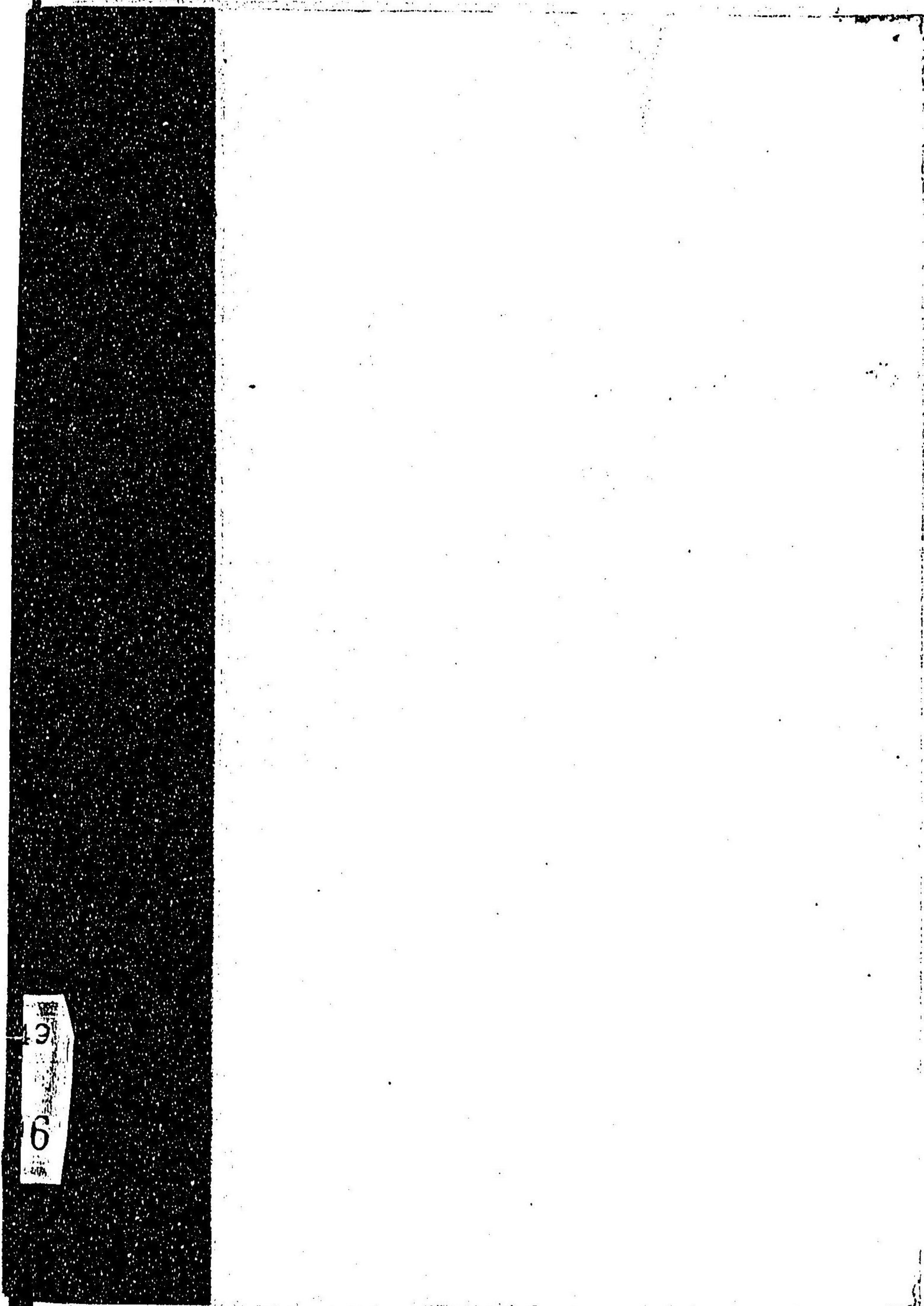
發賣所

江藤 書店

東京三十間堀二丁
目壹番地

丁-了

大日本圖書會館
一三函
一
五
一六號
一册



3
6

家の教へ

松山高吉

国立国会図書館

020233-000-7

特49-506

家の教へ

松山 高吉/著

M19

ABI-0036



特

5